

(18) 放送事業者等から放送番組のための取材を受けた者から放送番組の制作等に必要と認められた取材は、当該取材が一定の内容、方法により放送に使用されるものと期待し、告知したことが、法的保護の対象となるか、その他

Xに対して上記番組のための取材を行い、その後、Y₁によって上記番組が放送された場合において、Y₂の担当者、Xに対して、上記番組が上記民衆放送の枠を有するままに視聴者に伝える番組になるなどと説明して取材を申し入れ、上記民衆放送の一部始終を撮影したなどの事実があったとしても、次の(1)、(2)の事情の下では、上記民衆放送をつぶさに紹介する趣旨、内容の放送がされることのXの期待、信頼が法的保護の対象となるものとすることはできず、突如に放送された上記番組の内容が上記説明とは異なるものであったとしても、Y₁~Y₃は、上記期待、信頼を侵害したことを理由とする不法行為責任を負わない。

(1) Y₃による実際の取材活動は、そのほとんどが取材とは無関係に当初から予定されていた事柄に対するものであって、Xに格段の負担が生ずるものとはいえないし、Y₃による当初の申入れに係る取材の内容も、Xに格段の負担を生じさせようというものといえるべきでない。

(2) Y₃の担当者Xに対する上記説明が、上記番組において上記民衆放送について必ず一定の内容、方法で取り上げるというものであったことはいわゆる従軍慰安婦問題を救く民衆放送「日本軍性被害問題を救く女性同僚戦犯法廷」(以下「本件女性法廷」という。)を開催し、放送事業者であるY₁がこれを取り上げたことと解される。

(1, 2につき意見がある。)

(参照条文)

(1, 2につき) 民法709条、放送法1条、3条、3条の2第1項、3条の3第1項、憲法21条

解 説

第1 争点の概要等

1 本件は、権利能力なき社団であるXが中心となって、いわゆる従軍慰安婦問題を救く民衆放送「日本軍性被害問題を救く女性同僚戦犯法廷」(以下「本件女性法廷」という。)を開催し、放送事業者であるY₁がこれを取り上げたことと解される。

(18) 1 放送事業者等から放送番組のための取材を受けた者において、取材担当者の言動等によって当該取材で得られた取材が一定の内容、方法により放送に使用されるものと期待し、信頼したことが、法的保護の対象となるか

2 放送番組を放送した放送事業者及び同番組の制作、取材に関与した業者が取材を受けた者の期待、信頼を侵害したことを理由とする不法行為責任を負わないとされた事例

平成19年(2)第800~813号 向20年6月12日第一小法廷判決
破産自判、附帯上告棄却
第1東京高裁 第2東京高裁 民集62巻6号1656頁

【判決要旨】

1 放送事業者又は放送事業者が放送番組の制作に協力し依頼した関係業者から放送番組の素材収集のための取材を受けた取材対象者が、取材担当者の言動等によって、当該取材で得られた取材が一定の内容、方法により放送に使用されるものと期待し、あるいは信頼したとしても、その期待や信頼は原則として法的保護の対象とはならない。もっとも、当該取材に際することにより必然的に取材対象者に格段の負担が生ずる場合において、取材担当者が、そのことを認識した上で、取材対象者に対し、取材で得た素材について、必ず一定の内容、方法により放送番組中で取り上げる旨説明し、その説明が客観的に見て取材対象者に取材に際するといふ意思決定をさせる原因となるようなものであったときは、取材対象者が上記のように期待し、信頼したことが法律上保護される利益となり得る。

2 放送事業者Y₃の委託を受けた放送番組の制作等を業とするY₂から、いわゆる従軍慰安婦問題を救く民衆放送を取り上げたテレビジョン放送番組の制作業務の再委託を受けたY₁が、上記民衆放送を中心として開催した

(18) 放送事業者から放送番組のための取材を受けたときに、一定の範囲、方法により放送内容を制作し、発したとき、法的保護の対象となるか、その他

はい、女性や民間人の手で従軍慰安婦問題を扱う民衆法廷の開催を構想し、Xを設立してその代表者に就任し、平成11年2月、上記民衆法廷としての本件女性法廷を主催するために、加治国としての日本のNGOであるXと、被告国としてのアジア6か国の各NGOの合計7団体、並びに国際法の専門家や人権活動家が参加して国際実行委員会が組織され、同委員会において、本件女性法廷を、戦時性暴力等に関し国際法に違反する個人や団体の責任を追究するものとして、刑事裁判に近い方式を採用し、裁判官、検察官及び書記局による構成とすること、平成12年12月8～10日に法廷を開いて審理を行い、同月12日に判決の概要を言い渡すことなどが決定された。

イ 東京節内で開催された本件女性法廷においては、同年12月8～10日に、従軍慰安婦問題について、昭和天皇及び旧日本軍の軍人合計30名が人道に対する罪により起訴されるとともに、国家としての日本国の損害賠償責任が追究された。被告人らに弁護人は選任されなかったが、アミカス・キュリエ(法廷助言者)が被告人らの立場の者として意見を述べた。本件女性法廷における審理は、首席検事による意見陳述、アミカス・キュリエによる意見陳述の後、被告国ごとに、起訴状の簡説、元慰安婦の証言及び証書の提示が行われ、旧日本軍の構造、昭和天皇の責任及び従軍慰安婦制度などについて専門家の証言、加害者としての元兵士(以下「加害兵士」という)の証言などを聴き、最後、アミカス・キュリエによる意見陳述及び首席検事による論告が行われた。そして、同月12日、昭和天皇を有罪とし、日本国の責任を認めるなどの判決の概要が言い渡された。旧日本軍の軍人については、降参勸告のため判断に至らず、判断は最終判決によることとされ、平成13年12月4日、オランダのハーグにおいて、被告人全員を有罪とし、日本国の損害賠償責任を認める旨の最終判決が言い渡された。

(3) 本件番組の放送

Y1は、教育テレビジョンの放送番組である「ETV2001」において、全4回にわたる「戦争をどう築くか」と題するシリーズ番組の第2回として、

けた番組(以下「本件番組」という)を放送したことについて、本件番組の取材を受け、これに協力したXが、①実際に制作、放送された本件番組の趣旨・内容は、取材の際に説明を受けたものとは異なっており、本件女性法廷をつぶさるに紹介する趣旨、内容の放送がされるとの期待、信頼を違法に侵されたことについて不法行為責任を負う、②Yらは、本件番組の趣旨・内容は変更されたことをXに説明しなかったことについて故意不真正責任又は不法行為責任を負うと主張し、Y1のほか、Y1から本件番組の制作の委託を受けたY2(原番組中にY2に署名なし)、以下においては、Y2を含めて「Y」という。及びY3から更に本件番組の制作の委託を受け、実際に取材を行ったY3に対し、現段階で(証拠不十分)損害賠償を求め、訴訟を提起する。上記②のうち、不法行為に基づく請求は、原告において選択的に追加されたものである。

2 事実関係等

(1) 当事者

A Xは、戦時・武力紛争下の女性への暴力を無くすために、女性の人権の観点から、平和をつくる役割を担い、世界の非軍事化を目指すことを目的として、Aらが中心となって平成10年6月に設立された種別能力なき社団である。

イ Y1(日本放送協会)は、日本全国において放送事業を営む特殊法人、Y2は、Y1の委託による放送番組の制作等を業とする会社、Y3は、映画、テレビジョン等に関する映像の企画・制作等を業とする会社である。

(2) 本件女性法廷の開催等

A Aは、戦時下で女性に対して行われる性暴力を根絶するためには責任者の処罰が不可欠であるが、第二次世界大戦中に旧日本軍が行った性暴力の問題である従軍慰安婦問題(注1)についての日本政府の対応は不十分であり、公的司法機関による責任の追究は困難であると考え、ベトナム戦争におけるアメリカ合衆国の戦争犯罪を根絶するために開催されたいわゆるラッセル法廷に

(18) 本件番組が、戦時性暴力を扱うための取組と受け、本件番組の題名「歴史と共闘」及び「女性性暴力」の両方とも「歴史と共闘」として使用されたことが認められるが、その趣意が一致しているとは認められず、左記の趣意が異なるものとして取り扱ったことが認められる。

位置づけ、戦時性暴力を扱うこととの趣意を明らかにするとともに、日本とアジア諸国の歴史が、どのようなプロセスで和解を目指すべきなのかを考える」などと記載されていた。)に基づき、本件番組を含む4回シリーズの制作が承認されている。この4回シリーズのうち第2回目の本件番組と第3回目の番組の制作について、Y₂がY₁から委託を受け、Y₂がY₁から再委託を受けた。

エ 本件女性性暴力の当日は、一般の報道機関が公報と陸路においてのみ取材、撮影することが許されたが、Xが公式記録ビデオテープの制作を委託していた団体とY₂のみは、1階においても取材、撮影することが許された。

オ 取材を担当したY₂の職員Fは、上記の取材によって得た素材と同年12月27日に行われたB助部長、G専務役員及び可受委員のアンナウンサーによるスタジオ対談の映像とを編集して、本件番組の第1次版を制作した。これには、①本件女性性暴力は、第二次世界大戦中の旧日本軍による従軍慰安婦問題を救うために、Xらが現報、主催し、著明な法律家が参加して開催された国民衆議院であることや、その審理対象は昭和天皇と日本国の責任であることを伝える映像や音声が、②元慰安婦、加害兵士及び専門家が運営した場面、アミカス・キウエが意見を陳述した場面、昭和天皇を有罪とし、日本国の責任を認める判決の概要が言い渡された場面などが盛り込まれており、試写に立ち会ったD・Eらは、方向付けはこれが良いとの認識を持った。

カ 同年1月19日、第1次版を放映したY₁の放送番組部長Hは、本件番組について、かねてから、本件女性性暴力を東京裁判以来の世界的な潮流の中に位置付け、その歴史的意義を客観的・批判的に考察するだけの内容であり、上記と考えており、第1次版が本件女性性暴力を紹介するだけの内容であり、上記のような視点が欠けていると感ずることを、D・E・Fらに対し、「法廷との距離が近すぎる。」「企画意図と違う。」「修正不能」などと述べた。そこで、資料映像を用いて戦後補償裁判などの歴史的経緯の説明を行うこと、海外の報道機関による反響を紹介すること、死者を救うことや弁護人が無いこと等の問題をアンナウンサーのコメントで補うことなどが確認され、さら

平成19年1月30日午後10時から、「問われる戦時性暴力」の題名で、本件女性性暴力を取り上げた本件番組を放送した。

(14) 本件番組の放送に至る経緯等詳細は本資料が原簿確定事実として提示しているが、概略次のようなものである。

ア Y₂のチーフプロデューサーは、平成12年8月4日に行われた「歴史と共闘」と題するB助部長の講演に感銘を受け、Y₂のディレクターCと共に、本件女性性暴力を題材とする番組を制作することを企画し、Y₂の秘蔵番組部の担当チーフプロデューサーD及び担当デスクEと打合せを行った。Cは、平成12年9月26日付けの「番組提案書(以下「本件提案書」という)を作成してY₁・Y₂に提出したが、これには、番組の説明として「東京で開かれる『女性団体臨時総会』をつぶささないで、スタジオでの対談をばさみながら、半世紀後に戦時性暴力を問うことの意味を考ふる」などと記載されていた。

イ Cは、同年10月初めころ、Xに対して取材を申し込み、同年10月24日、X側と打合せを行ったが、その際、X側に対し、本取組の相手方に見せたり交付したりすることが予定されていない、本件提案書の写しを交付した上、番組について、ドキュメンタリーと対談で構成され、本件女性性暴力を扱うことにより、本件女性性暴力の様子をありのまま視聴者に伝える番組になるなど説明し、本件女性性暴力をすべて撮影するだけではなく、その準備運動等、本件女性性暴力の開催に向けた一連の活動についても取材し、撮影したい旨を申し入れた。Xは、その後、Y₂に対し、Xの運営委員会の傍聴や撮影、非公開で行われた本件女性性暴力のリハーサルの取材及び撮影等を許可したほか、Aが1時間～1時間半のインタビューに応じた。

ウ この間の同年11月21日に、Y₁の番組制作局において、本件提案書を基にDが作成した「教養番組決定案」と題する書面(本件番組の内容の説明として、本件女性性暴力の解説と共に「この国際法廷を東京裁判以来の歴史の中に

(18) 放送事業者から放送番組のたぐいの取材を受けた者は、いかなる場合においても、一定の範囲内において、その取材を複製し、その複製物を複製し、その複製物を複製するものとする。

(2) 原判決

原判決（東京高判平成19年1月28日・判タ1258号242頁）は、次のように判断して、Yらのいすれについても期待、信頼の侵害及び説明義務違反による共同不法行為責任を認め、Y1に対しては200万円、Y2、Y3に対してはそれぞれ100万円の賠償を命じた。

7 Xの本件番組に対する期待、信頼とその侵害について

(7) 取材の経緯や取材担当者と取材対象者の関係等に照らし、取材担当者等の三動等により取材対象者が一定の内容の番組が放送されるとの期待を置くのもやむを得ない特段の事情が認められるときは、番組制作者の編集の自由もそれに応じて一定の制約を受け、取材対象者の番組内容に対する期待、信頼が法的に保護され、このような期待、信頼を故意又は過失により侵害する行為は、法的利益の違法な侵害として不法行為を構成する。

(7) 本件についてみると、平成12年10月24日の打合せにおいて、CがXに本件提案書の写しを交付して行った説明は、本件番組は、本件女性法廷を中心に紹介し、しかも、実際に行われる法廷の手続の冒頭から判決の要旨を詳しくまとめた経過を、被告者の証言や証拠説明等を含めて客観的に解説する形で取り上げるいわゆるドキュメンタリー番組に類似し、それらにより内容の番組となるとの趣旨であったものというべきであり、X側は、本件番組がそのような番組になるとの認識に達し、その旨の期待と信頼を抱いたものと認められる。さらに、Fは、特種的な姿勢で取材に臨み、Xから特別の便宜を受けて、本件女性法廷の準備から開始、終了までを詳細的に取材、撮影し、Xはこれらの取材活動に全面的に協力したことなどに照らすと、本件番組の内容についてはXの上記期待、信頼は、本件女性法廷の準備が進展し、開始に至る中で、Y1による取材活動を遂げてより具体的に明確なものになるとともに、期待の度合いも高められていった。また、これらの期待、信頼は、Y3に対してのみならず、Y1等、本件番組にかかわる関係者すべてに対しても抱くこととなった。

が、取材過程で取材結果の編集やこれを使用して制作される番組の内容について何らかの期待を抱いた場合においては、その期待が、取材結果が特定の方針に基づいて編集され、あるいは、特定の趣旨の番組に使用されるなど相当程度具体的なものであるか、かつ、取材者が取材対象者に対し、取材結果をどのような形で編集するか、あるいは、取材結果をどのような趣旨の番組に使用するかなどについて約束をするなど、取材者の言動等により取材対象者がそのような期待を抱くのもやむを得ない特段の事情が認められるときは、取材対象者に生じた期待をもって法的利益の侵害により侵害する行為は、違法な権利侵害として不法行為となし、期待、信頼の侵害が相当である。」とした上で、本件において上記特段の事情を認め、Y3については、取材に当たりXに対し本件番組についての信頼を生じさせたような説明等に基づいては、取材に当たりXに対して、その過失を認め、Xが受けた無形の損害に相当する賠償として100万円を認め、他方、Y1、Y2については、両者は、単に本件番組の制作にそれぞれ契約上の地位に基づいて関わったというだけであって、両者の各行為がXの法的利益の侵害に向けた一体の加害行為と認められることはできないとし、Y1の本件番組の制作・放送は、取材対象者であるXに対する関係において、Y1の放送事業者に提供された番組編集自由の範囲内のものであり、Y1がY2の取材活動についてY2を指揮監督すべき根拠はないことに照らせば、Y1がXに法的利益に侵害する信頼を生じさせるような行為をしたと認められることはできないし、Y2についても、Xに法的利益に侵害する信頼を生じさせるような行為をしたと認められることはできないとして、いすれも責任を否定した。なお、説明義務違反の主張については、番組の制作者や取材者は、番組の内容やその変更等について、これを説明する法的な義務を負わないとしても、Yらが原告らに対しそのような約束をしたことを認めるに足りる証拠はないとして、退けている。

(18) 取組が訴訟等から訴訟事件のための資料を受けた者において、取組が不当に自己の利益に適合する目的を以て資料が提供されたことが、法的効果の対象となるが、その結果として、

行った本件番組の改編行為が、Xの期待、信頼に對する侵害行為となる。

イ 説明義務違反について

(1) 番組の制作や取材に携わる者は、番組の制作過程で番組のねらいや内容が変更された場合、取材対象者との間においてこれを説明する旨の約束がある筈、特段の事情があるときに限り、法的な説明義務を負うと解される。

(2) 本件についてみると、上記のとおり、Xには本件番組の内容についての法的保護に値する期待、信頼が生じており、Yらはこのことを認識していたのであるから、上記(1)にいう特段の事情がある。そして、本件番組は、改編の結果、CやFによる説明とは相当かけ離れた内容になったのであるから、Xは、この点の説明を受けていれば、自己決定権の一應減として、Yらに對して、番組から離脱することや善処方を申し入れたり、他の報道機関等に突前を説明して対抗的な報道を求めたりすること等ができたものであるが、Yらが説明義務を果たさなかつた結果、これらの手段を採ることができなくなつたのであり、その法的利益を侵害されたものといふべきである。

ウ Yらの責任について

(1) Y₃のC・Fは、番組制作に携わる者として、番組の制作過程において、取材対象者から得られた素材が様々な編集され得ることや、それを活用して制作される番組の趣旨や内容が流動的に変化し得るものであることを承知しており、本件番組についても同様であつたから、Xに對し、そのような説明をすることにより誤解を生じさせないようにすべきであつたのに、そのような説明をしなかつたためにXに前記期待と信頼を抱かせることとなつた。また、Y₃は、編集作業から離脱することとなつた際、Y₁のその後の編集の結果、番組が更に変更されることを十分に予測することができたのであるから、Y₁の担当者に對し、Y₃に對して原稿に番組改編の説明をすることの許可を求めたり、Y₁の責任において説明義務を果たすよう申し出るべきであつたのに、これらを行わなかつた。

(2) Y₁に對しては、Xの上記期待、信頼を認識しながら、本件番組の改

以上によれば、本件においては、上記(1)にいう特段の事情が認められるものといふべきであり、Xには、本件番組の内容について法的保護に値する期待、信頼が生じたと認められる。

(2) 実際に放送された本件番組では、本件女性法廷が中心的に取り上げられてはいるものの、本件女性法廷の主眼者、趣旨、審理対象及び審理経過等を認識することができず、むしろ、本件女性法廷自体がさまざまな争点や問題点を抱えているなどのコメント部分が付加されるなどの改編がされており、いわゆるドキュメンタリー番組ないしそれに準ずるような内容の番組とは相当程度かけ離れたものとなつていと認められ、このことはXの期待、信頼を侵害するものであつた。

本件番組は、平成13年1月24日の決着の段階においては、本件女性法廷の手帳の目録から判決の概要の旨漢しまでの過程を、被告者の証言や証拠説明等を含めて客観的に展現できる形で取り上げるドキュメンタリー番組ないしそれに準ずるような内容のものであつたが、その後、Y₃が編集方針の違いを理由に番組制作から離脱しており、番組の編集方針に大きな転換が生じたものといふべきであるが、上記決着後のHの指示による番組内容の変更は、本件番組の制作責任者としてより強い番組を作ろうとした絶望的な姿勢によるものと評価され、この段階における編集の自由は奪取されるべきであり、Xの期待、信頼も維持されていくと認められる。しかし、ふだん番組制作に立ち会うことが予定されていないJ・Kが立ち会って執筆が行われ、同人らの意見が反映されるようにとの編集委員等の発言を必要以上に重く受け止め、その正中立であるようにとの編集委員等の発言を必要以上に重く受け止め、その意図をそんばつてできるだけ当り障りの無いような番組とすることを考へ、そのような形にすべく本件番組について直接指示したことにより、修正が繰り返されたものであつて、これは当初の本件番組の趣旨とはそぐわない意図からされた編集行為であつた。本件番組の取材、編集行為は、放送という目的に向けられた手段であるから、Y₃の放送行為と共にY₁らが共同して

(18) 放送事業者等から放送番組のための取材を受けた者が、その取材の内容を、その放送番組の制作に用いるものと期待し、信託したことが、法的保護の対象となるが、その趣意(18)

附帯上告案として受理する旨の決定をした。

2 本判決の判断

本判決は、次のとおり判断して、Yらの上告を容れ、原判断中、Yらの取訴部分をいずれも棄却した上、Xの請求をいずれも棄却する旨自判し、Xの附帯上告を棄却した。

(1) Xの期待、信頼が侵害されたことを理由とするYらの不法行為責任について

「法律上(注・放送法1条、3条及び3条の8第1項の規定を指す。)、放送事業者がどのような内容の放送をするか、すなわち、どのように番組の編集をするかは、表現の自由の保障の下、公共の福祉の適合性に配慮した放送事業者の自律的判断にゆだねられているが、これは放送事業者による放送の性質上当然のこととすることもでき、国民一般に認識されていることでもあると考えられる。

そして、放送事業者の制作した番組として放送されるものである以上、番組の編集に当たっては、放送事業者の内部で、様々な立場、様々な観点から検討され、意見が述べられるのは、当然のことであり、その結果、最終的な放送の内容が編集の段階で当初企画されたものとは異なるものになったり、企画された番組自体が放送に至らない可能性があることも当然のことと国民一般に認識されているものと考えられる。」

「放送事業者又は制作業者から素材収集のための取材を受けた取材対象者が、取材担当者の活動等によって、当該取材で得られた素材が一定の内容、方法により放送に使用されるものと期待し、あるいは信頼したとしても、その期待や信頼は原則として法的保護の対象とはならないといふべきである。もっとも、取材対象者は、取材担当者から取材の目的、趣旨等に関する説明を受けて、その自由な判断で取材に応ずるかどうかの意思決定をするものであるから、取材対象者が抱いた上記のような期待、信頼がどのような場合でもおよそ法的保護の対象とはなり得ないといふこともできない。すなわ

編を共同決定して行い、これを放送したものであり、また、平成18年1月26日以降、Xの期待、信頼とは相当かけ離れた内容の改編を行ったのであるから、同日以降、Xに対して改編の内容を説明すべきであったが、これを行為しなかった。

(ウ) Y₂も、Cの上記取材活動をいわば自己の活動として利用し、Xの期待と信頼を認識しながら行動してきたもので、Cの動議に賛意するなり、Y₁に善悪を求めたりすべきであったのに、これをしなかったし、Y₂と同様に説明義務も果たしていない。

(ロ) 以上によれば、Y₁らは、いずれも、Xに対して、期待、信頼を侵害したことが及び番組内容の改編についての説明義務を怠ったことによる不法行為責任を負う。Y₁らは、本件番組の放送に向けて互いに協力し合い、他者の行為を利用して取材、編集行為を行い、その結果完成した本件番組をY₁らの共同制作としてY₁が放送したのであって、Y₁らの行為は原告の信頼認識に向けられた有機的に関連を有する一連の行為であるから、共同不法行為が成立する。

(ハ) Y₁は、Y₂・Y₃を排除し、かつ、番組制作担当者の制作方針を継いでまで、国会議員等の意図をそんでできていただけ当たり障りのないように番組を改編したのであるから、その責任は重大である。これに対し、Y₂・Y₃は、番組制作の下請けとして参加し、その契約上、Y₁による番組改編については原則として従うべき立場にあったことを争動すると、Y₁の責任よりも軽いといふべきである。

第2 上告受理申立て等及び本判決

1 上告受理申立て等

原判断に対しては、Y₁らが、不法行為を認められた原告の判断の法令違反、判例違反等を理由に、それぞれ上告受理を申し立て、Xが、債務不履行責任としての説明義務違反を認めなかった原告の判断には法令違反があるとして、附帯上告受理を申し立てた。第一小法廷は、各申立てについて、上告審及び

(18) 放送事業者が放送番組のために取材を受けた者に対し、取材担当者から当該取材の内容について当該取材が、上記①～④のY₂の担当者の行為は、取材を申し入れた時点において提案ないし予定されている番組の趣旨内容及び取材内容に関するものであり、あるいは取材担当者の個人的な意見を述べたにとどまるものであることが明らかであり、Y₂の担当者のXに対する説明が、本件番組において本件女性性法廷について必ず一定の内容、方法で取り上げるというものであったことは明らかであり、Xの主張する本件番組の内容についての期待、信頼が法的保護の対象となるものとすることはできず、上記期待、信頼が侵害されたことを理由とするXの不法行為の主張は理由がない。」

(2) 説明義務違反を理由とするYらの債務不履行又は不法行為責任について
「上記のとおり、Xの主張する本件番組の内容についての期待、信頼が法的保護の対象となるものとすることはできないから、このような場合においては、放送事業者や制作業者と取材対象者との間に番組内容について説明する旨の合意が存在するか、取材担当者が取材対象者に番組内容を説明することとを約束したというような特段の事情がない限り、放送事業者や制作業者に番組の編集の義務で本件番組の趣旨、内容が変更されたことをXに説明すべき法的説明義務が認められる余地はないといわなければならないから、上記説明義務違反を理由とするXの債務不履行及び不法行為の主張は、いずれも理由がない。」

(3) 個別意見
放送裁判官は、事案についての報道及び論評に係る番組の編集の自由が取

ち、当該取材に応ずることにより必然的に取材対象者に格段の負担が生ずる場合において、取材担当者、そのことを認識した上で、取材対象者に対し、取材が得た素材について、必ず一定の内容、方法により番組中で取り上げる旨を説明し、その説明が客観的に見ても取材対象者に取材に応ずるという意思決定をさせる原因となるようなものであったときは、取材対象者が同入りに対する取材が得られた素材が上記一定の内容、方法で当該番組において取り上げられるものと期待し、信頼したことが法律上保護される利益となり得るものといわなければならない。そして、そのような場合に、当該番組が本件番組の内容が取材担当者の説明と異なるものとなった場合には、当該番組の趣旨、性質やその後の事情の變化等の諸般の事情により、当該番組において上記素材が上記説明のとおりに取り上げられなかったこともやむを得ないといえるようなときは別として、取材対象者の上記期待、信頼を不当に損なうものとして、放送事業者や制作業者に不法行為責任が認められる余地があるものといわなければならない。」

「本件についてみると、……本件番組の取材に当たったY₂の担当者は、Xに対し、①本件提案票の写しを交付し、②本件番組は、ドキュメンタリーと対談とで構成され、本件女性性法廷が何を教くかということや本件女性性法廷の様子をありのままに客観的に伝える番組になると説明し、③昭和天皇についての判決がされれば、判決の内容として掲載するべきであると述べ、④本件女性性法廷の全部及びその準備活動等その開演に向けた一連の活動について取材、撮影したいと申し入れ、⑤実際には、Xの運営委員会の傍聴や撮影、Aに對するインタビュー、本件女性性法廷の会場の下見への同行、リハーサルの撮影を行い、本件女性性法廷の開演当日、他の報道機関が2階席からの取材、撮影しか許されなかったのに対し、1階においても取材、撮影することが許され、本件女性性法廷の一部始終を撮影したというのである。しかしながら、上記⑤のY₂による実際の取材活動は、そのほとんどが取材とは無関係に当初から予定されていた事柄に對するものであることが明らかであり、Xに格段

(18) 放送番組表が放送番組のための編成を受けた者でない限り、放送番組表の編成が放送番組の編成を決定するものであるから、放送番組表の編成が、法的効果の対象となるか、その限りである。

対象者の期待、益類によって制限されることは認められず、上記期待、利益を法的保護に値するものと認め余地はなく、本件番組は、その内容からして上記の報道及び論評に係る番組に当たるといえるものであるから、Xの主張は理由がないとの意見を述べている。

第3 説 明

1 問題の所在

(1) 本件訴訟においては、取材対象者が、一定の趣旨、内容の番組が放送されるとの期待、益類(以下「期待等」という。)を抱き、取材に協力したが、この期待等にかななかった放送がされたことについて放送事業者等の報道機関側から説明がなかつたこと、報道機関側に対して、そのような期待等が容れたことと説明がなかつたことから生じた損害の賠償を求めることができると主張している。また、報道機関側から説明がなかつたことと期待等との因果関係を認め、取材対象者が、取材対象者に説明すべき義務があるかどうかを主眼点としている。

(2) 報道機関が、取材により得た素材をどのように編集し、公表するかは、憲法21条で保障されている表現の自由の範疇に属する。他方、私人が報道機関からの取材に応じてどうかは本来自由であるところ、報道機関側による説明から、その決定に当たって一定の趣旨・内容の報道がされることについて期待等を抱き、この期待等が取材に協力する動機となっている場合が想定される。このような期待等が、不法行為の成立との関係で法的保護に値する利益といえるかどうかについては、これを認める明文の規定はもとより存在せず、これが法的保護に値する利益とされた場合、報道機関側としてこれに反する内容の報道を控えることを当該取材対象者との関係で事実上義務付けられ、その限度で報道機関の有する編集権が制約されることになりかねないことから、保護法益としての定立の仕方がいかにいって、全体として報道機関の表現活動が制約され、憲法上保障された表現の自由にも実質的

に影響が及ぶことも考えられる。したがって、このような保護法益の成否は、直観には一般道徳観と私人間の問題ではあるとはいえ、憲法上の問題もはらんでいるということができる。また、本件においては、番組の編成が政治家等外部からの影響を受けて行われた旨指摘されるという特殊な事情もあり、この点がXの請求の当否を判断する上でどのように関連するかという問題もある。

2 基本的人權としての表現の自由とその制約原理

(1) 表現の自由は、精神的自由に属するものとして、経済的自由に対して「優越的地位」を占めるものであり、その規制については、より厳格な基準によって差置されるべきであるという「二重の基準論」が学説上支配的である。判例も、表現の自由についても公共の福祉による制限の対象となることを認めながら、「表現の自由、とりわけ、公共的事項に関する表現の自由は、特に重要な憲法上の権利として尊重されなければならない」などと、表現の自由の重要性を強調している。

本件番組は、基本的に放送番組としての性質を有しているものの、報道(事実の伝達)を含む面もあるところ、報道機関の報道の自由が憲法21条の保障のもとにあることは、学説・判例とも異論はないから、さしあたり報道に当たるところとそれ以外の部分とを区別する必要性、差置はないものと思われる。

そして、表現行為が放送という媒体によって行われる場合には、放送法が適用される。放送法は、その3条において、放送番組編成の自由を定めているが、これは、同法1条に定める表現の自由及び放送の自律性の保障の理念を具体化したものであって、放送における表現の自由の中核をなすものということができる。

(2) 表現の自由に対する規制の憲法適合性の審査基準として、学説上一般に挙げられているのは、①事前抑制禁止の理論、②明確性・過度の広汎性の理論、③「明白かつ現在の危険」の基準、④LRA(より権限的でない他の選

(18) 放送事業者等から放送番組のための取材を受けた者において、当該取材者の行為が正当な範囲を超えて当該取材者の私生活に関する情報を収集し、若し、当該情報の公開を企図する場合は、その行為が憲法第15条第1項の権利を侵害するものであると認められる。

格と調整が問題となる場合、当該人権の性質、内容をも踏まえて、不法行為の成立要件を検討する必要があるものと思われる。

3 取材対象者の番組内容に対する期待等が法律上保護される利益といえるか

(1) 取材対象者と取材者（報道機関）との関係
報道機関は、その報道すべき事実を取材し、取材によって得た素材を編集して番組や記事（以下「番組等」ということも可なり。）の形で公表（報道）するものであるから、適正な報道がされる前提として、取材行為の自由が認められなければならない。判例も、報道機関の取材の自由は、憲法21条の精神に照らし、十分尊重に値するものであることを明らかにしている。しかし、取材の自由は、取材の権利ではなく、報道機関といえども、情報源に自由に採り、これに対し情報の提供を要求する権利を持つものではない。少なくとも私人については、報道機関から取材の申込みを受けても、これに応ずるかどるか、どの程度応ずるかは原則として任意である。そして、報道及び取材は、取材対象者の利益を図ることを目的とするものではなく、取材対象者は、本来取材の客体にすぎないから、特段の合意がない限り、報道機関と取材対象者の間に契約関係の成立を認めるとはできないと考えられる。

(2) 期待等の保護法益性
もつとも、契約が成立していない場合であっても、契約締結交渉の当事者等、一定の関係にある者（甲・乙）の間においては、乙の行動等によって甲が契約締結等についての期待等を抱き、この期待等に基づき出資等を行った場合において、この期待等を裏切る相手方当事者の行為が信義原則に反して違法とされ、損害賠償責任を負うとされる場合があるとされている。従来から「契約締結上の過失」の問題として論じられていたところであって、一方当事者が相手方に対し、契約締結等についての期待等を与えた場合には、然る旨の原則により、その期待等を裏切らないように行動する義務を負っていること、当業者は契約締結等に向けて誠実に交渉する義務を負っていること、

ひらう手段）の基準である。判例は、制限が必要とされる程度と、制限される自由の内容及び性質、これに加えられる具体的制限の態様及び程度等を比較し、決定するのが相当であるとして、いわゆる利益保護論を判断基準の基本として、「表現行為がその自由市場に出る前に抑止してその内容を読者ないし聴衆の側に到達させる途を閉ざし又はその到達を遅らせてその内容を失わせ、公の批判の機会を減少させるものであり、また、事前抑制たることの性質上、平和に基づきもとのとらざるをえないこと等から事後抑制の場合よりも広汎にわたり易く、濫用の虞があるうえ、実際上の抑止的効果が事後抑制の場合より大きいと考えられるのである。表現行為に対する事前抑制は、表現の自由を保障し検閲を禁止する憲法21条の趣旨に照らし、厳格かつ明確な要件のもとにおいてのみ許容される。」「表現の自由は、……憲法の保障する基本的人権の中の特異に重要視されるべきものであって、法律をもって表現の自由を規制するについては、基準の広汎、不明確の故に当該規制が本来憲法上許容されるべき表現にまで及ぼされ表現の自由が不当に制限されるという結果を招くことがないよう厳格に表現の自由が保障されるべきものである」として、上記①②の趣旨を明らかにしている。

(3) 本件は、私人間における不法行為等の成否という私法上の権利義務関係の問題となっている。憲法21条の保障する表現の自由も、公共の福祉による制限の対象となり得るものであって、無制限のものではなく、本件において、不法行為等の成立が肯定され、Yらが損害賠償責任を負わされるという意味で、結果的に表現の自由が制約されるとしても、本件には、不法行為等に關する法令の解釈適用の問題として、直ちに憲法問題を生ずるものではない。

しかしながら、私法の解釈適用の場面においても、憲法の人権規定に照らし、すべきことは当然である。不法行為の場面において被侵害利益と憲法上の人

(18) 上述の著者等から報道機関の取材を受けた者には、
この取材が、その報道機関の業務として行われ、
報道機関の利益となるが、その趣

既に有している情報その他の素材、更には意見、論評等を付加するなどの編集作業を経て、番組等として外部に公表するものである。取材から編集を経て報道に至る過程には多数の関係者が関与することも普通のことであって、その時々々の社会的影響の大小も踏まえて、これら関係者の種々の意見が各過程において反映され、試行錯誤が繰り返されながら、番組や記事が制作され、報道に至る。そして、前記のとおり、報道は、取材対象者の利益を損なうことを目的とするものではなく、番組等の編集は、表現の自由の根柢をなすものとして、報道機関がその自律的な判断に基づき自由に行っている。また、正確で実行の遅い番組等を制作するためにも、できるだけ多くの素材を集めることが望ましいといえる。

したがって、ある番組を企画した場合、取材によって得た素材を、どのような番組において、どのような形で、どの程度取り上げるか、すなわち、どのような趣旨・内容の番組を制作して公表するかは、本来報道機関がその判断に基づいて自由に行うことができるものである上、公表に至るまで多分に流動的で不確定なものといえることのでき、取材によって得た素材が全く使用されないことや、企画した番組それ自体の制作が中止され公表に至らないことも、報道機関の自由な判断によって行い得ることであり、日常的に行われているものと考えられる。

イ そうすると、報道機関からの取材を受けてこれに応じた者が、当該取材に係る内容が番組で公表されるとの期待等を抱いたとしても、それは本来的には主観的な願望の姿を出るものではなく、法的な保護の対象となるものではないといふべきである。

ただし、取材対象者と報道機関との間で、一定の趣旨・内容の番組を制作・報道するといった合意(契約)が存在する場合には、報道機関は、その合意に拘束され、合意に従った趣旨・内容の番組を制作・報道する義務を負うことになる⁽¹⁹⁾。このような合意は、報道機関の表現の自由、編集の自由を制約するものではあるが、報道機関が自らの意思に基づきつくものであって、原則

を根拠とするものである。ここでは、一種の期待的利益を保護しているようにも解される点において、本件と問題状況を共通にする面がある。この場合における信義則違反による責任の性質については議論のあるところであるが、最高裁の判例においても不法行為責任を肯定するものがあり、不法行為に基づき請求し得る。また、判例は、必ずしも当事者間において将来契約が締結されることとが予定されていない場合にあっても、一定の関係を当事者の間において一方当事者の期待等を裏切る他方当事者の行為が信義則に反するとして、他方当事者が相手方に損害賠償義務を負う場合があることも認めている⁽²⁰⁾。

不法行為においては、その成立要件としての「権利侵害」は、「違法性」と解釈によって置き換えられ、実体法上権利として明確な形で認められない利益であっても保護の対象となり得、違法性の成否については、当該利益の内容と侵害行為の態様との相関関係において検討するといふ、いわゆる相関関係論が判例・学説の基本的な考え方となっている。契約締結上の過失の成否が問題となっているような財産的利益と因する期待等は、生命、身体のような重要な人格的利益に因する期待利益と比較して、一般に保護必要性の点において脆弱であることとは否めない。本件で問題となっている趣旨・内容(以下「番組内容」という)についての取材対象者の期待等というものは、財産的利益に因するものというよりは、人格的な側面が強いものと思われけるけれども、社会的に価値のあるものとして一般に承認されているとはいえず、やはり保護必要性の点においては強度なものとはいえない。しかし他方、既に述べたところによれば、これらによつて法的保護の対象となり得る⁽²¹⁾。

(3) 取材対象者の番組内容に対する期待等
ア 取材とは、報道機関が番組等として報道するための素材の収集作業であって、報道機関は、取材によって収集した素材を取捨選択し、報道機関が

(18) 放送事業者から放送番組のための取材を受けた者において、その取材が正当なものであると認められず、放送事業者が正当な理由なく、当該取材の目的となるか、その趣

録に認知されている各著者やプライバシー権との比較や、放送法1条1項所定の訂正放送等の請求等との比較においても、均等を失うものと思われ。また、上記のとおり、一般に、番組の編集は報道機関が自由に行い得るものであって、どのような内容の番組が報道されるかは不確定かつ流動的なものであるから、必ずしも一差別的に評価できるものではない。取材担当者等の活動等によって取材対象者が抱く期待等をもって、合理的な期待等とは互ちにはいえないと思われる。そうすると、取材対象者の期待等の内容が報道機関に明確になっていることが最低限必要であり、かつ、期待等の程度が単なる希望程度のものでは足りないというべきであろう。不明確な基準によって、取材対象者の期待等を法律上保護することは、表現の自由を広く制約するおそれがある一方で、取材対象者の保護に過ぎるものであって、前述した事前制約禁止の原則及び明確性・過度の広汎性の原則に照らしても、問題があるように思われる。

他方で、取材担当者が一定の趣旨・内容の番組が必ず報道される旨取材対象者に約束ないし説明したような場合には、①報道機関に所属する取材担当者による表現の自由、編集の自由をその限度において放棄する趣旨の約束、説明をしたものであるから、報道機関自身が取材対象者との合意によって表現の自由、編集の自由を放棄した場合と同様に取材対象者に受け取られても一般にやむを得ないところであり、また、②そのような約束、説明をすること自体が不適切な行為というところもでき、③報道機関側にとっても、取材対象者の期待等の内容、程度を認識し、又は容易に認識し得るから、取材対象者の期待等を法的に保護しても、表現の自由、編集の自由に対する過度の制約となることは考えにくいものと思われる。もともと、当該取材に際することについて取材対象者に権限の負担が生じないような場合にまで取材対象者の期待等を法的に保護する必要があるとはいえない。強いと思われし、取材担当者の約束ないし説明は、客観的に見て、取材対象者が取材に際するかどうかの意思決定を左右するような重要な事項に關するものであることが必要と考えら

として有効ということになる。⁽¹⁸⁾ また、そのような特段の合意がない場合においても、取材対象者が取材に際するかどうかは自由決定し得ることからすると、取材対象者が、一定の趣旨・内容の番組が放送されるとの期待等を抱いたことに基づき、取材に応ずる旨の意思決定をした場合、この期待等が報道機関側の一定の行為等によって生じやっ起されたときには、この期待等が法的保護に値するものとされる余地があるというべきである。

ウ どのような場合に上記の期待等が法的保護の対象となるかであるが、取材の経過や取材担当者や取材対象者の関係等に照らし、取材担当者の活動等により取材対象者が一定の内容の番組が放送されるとの期待等を抱くのもやむを得ない特段の事情が認められるときには、取材対象者の番組内容に対する期待等が法的に保護されるとの原案の採用する考え方は、一般の取引行為における契約締結上の過失の成否の基準とも整合するようにも思われる。しかし、この考え方は、取材対象者の保護に厚いけれども、契約の締結交渉において、報道機関にどのような行為があった場合に、どのような内容の法的保護に値する期待等が発生するのかが明らかでなく、裁判所による事後的な判断を待たず、報道機関や取材担当者がこれを判断して行動することには、突如として不可能ないし相当の困難が伴うものと思われる。一般の取引行為においては、損害賠償という事後的な金銭解決によって当事者間の公平を図ることでもさほどの支障は生じないようにも思われるが、こと報道の場面にあっては、報道機関側としては、常に取材対象者の信頼、期待がどのようなものであるかを推し量りながら番組等の制作を行うことになったり、そのような負担を回避するため、取材や報道自体を差し控えたりすることとなり、結果として、報道機関の表現活動が全体としてい縮し、前述のように憲法上最も重要な人権として位置づけられている表現の自由、ひいては国民の「知る権利」が阻害されることが危くされる。このことは、人権として一

(18) 本件報道等から本件番組の目的の取材を受けた者にか
いて、本件報道等が本件番組の目的の取材を受けた者
から得た情報が、本件報道等から得たものと異なる
点があることが、本件報道等の記載から認められる。

の運営委員会の傍聴・撮影、Aのインタビュー、本件女性法廷の会場の下
見への同行、本件女性法廷のリハーサルの撮影を行い、本件女性法廷の開催
当日、その一部始終を、他のマスメディアとは異なる条件で取材したという
一連の経過をもって、Xに本件番組の内容について法的保護に値する期待等
が生じたと判断している。

確かに、本件報道等に記載された内容からすると、本件報道等での取材に
係る番組は、本件女性法廷の経過及び結果を伝えることを内容とするもので
あると理解するのが自然と思われる。そして、Y₃の職員が本件報道等の写
しをX側に交付したことやX側に列する説明の仕方には誤謬を欠いた面が
あったといえない。しかしながら、上記①②は、取材を申し入れた時
点において採案ないし予定されている番組の趣旨内容に関するものであ
って、いまだ本件女性法廷も開かれておらず、何らの取材も行われていない
段階のものである(記録には、Y₃の正式採案にも至っていない)。また、
上記③は、Cの個人的意見述べたものである。したがって、本件報道等に
基づくY₃の職員の説明が、一定の趣旨、内容の番組が必ず制作され、放送
される趣旨のものとはいえない。そして、Aのインタビューを除く、運営
委員会の開催、女性法廷の会場の下見、リハーサル及び本件女性法廷の開催
は、いずれもY₃の取材活動とは関係なく、当初からの予定がそのとおり実
施されたものであって、X側の取材協力といっても、X側において取材に主
体的に関与したものでなく、X側に格別の負担を負わせるものでもないか
ら、上記④⑤によって、Y₃が何らかの約束をしたと評価できるものでもな
いし、X側の期待等を更に高めるものともいえない。Aのインタビューも、
Aにとって意図的負担を伴うものであったとはうかがえない。他に、Y₃らに
おいて、X側に対して一定の約束をしたり、X側の期待等を高めるような行
為をしたことはうかがわれない。

確かに、本件報道等に記載された内容や、Y₃の職員の説明及び一連の取
材活動からすると、X側としては、自分たちの活動を好意的に紹介する番組

れる。
本判決は、以上のような点を考慮の上、【判決要旨1】のような判断を示
したものと認められる。

なお、番組内容に対する期待等が法的に保護されるための要件は、番組の
趣旨によって異なることの見解も想定されるが、番組の種類によって表裏の自由
も当然と区分されるものとは限らず、番組の種類によって表裏に表現の自由
や編集の自由の保護の内容、程度や、取材対象者の期待等、程度に質
的な差異が生ずるものではないと思われ、結局は、取材担当者や取材対象
者との間において報道機関の編集権を制約するよりな内容の約束が明示的に
せよ事実上存在すると思われるかどうか(その判断に当たって番組の趣旨、内
容も考慮要素となり得る)という問題に帰着することも考えられる。

4 本件における当否

原審は、本件番組の趣旨・内容に対するXの期待等の内容として、本件
女性法廷を中心に紹介し、しかも、実際に行われる法廷の手段の巨額から判
決までの過程を、被害者の証言や証拠説明等を含めて客観的に解説できる形
で取り上げるいわゆるドキュメンタリー番組といしそれと準ずるような内容
であったが、実際に放送された本件番組は、スタジオ対談や資料映像を用い
て、女性に対する戦時性暴力が人道に対する罪として問われるようになった
歴史的経緯を扱い、その中で本件女性法廷の位置付けを考えることに主眼
を置いており、本件女性法廷は素材として扱われていたY₃の職員
断した上、X側に対する取材の交渉及び実際の取材に当たったY₃の職員
が、X側に対して、①本件報道等の写しを交付して、②本件番組は、ドキュ
メンタリーと対談で構成され、本件女性法廷が何を扱くかということや本件
女性法廷の様子をありのままに視聴者に伝える番組になると説明し、③天皇
について判決が下されたままに判決の内容として放映すべきだと述べ、④本件
女性法廷及びその準備活動やXの運営委員会、記者会見など本件女性法廷
の開催に向けた一連の活動について取材、撮影したいと述べ、⑤実際に、X

(18) 改定判例集から改定判例集のたぐいの資料を寄与した者には、一連の判例集の改定に際して出題されたものも含まれるが、その中には、改定判例集の改定に際して、その趣旨を述べたものがある。

る内閣官房長官談話が出されている。そして、平成7年7月に、政府の主導で「女性のためのアジア平和国民基金」が発足し、平成18年度まで「債い事業」が行われた。政府の調査結果は上記のとおりであるが、強制の有無、承の因手等をめぐって、現在でもなお意見の対立がある。一方、韓国人を中心に、「元慰安婦」と名乗る人たちが、我が国の責任を追究する訴訟を我が国裁判所に提起しているが、第1審段階で国の立法裁量権を認められた判決1件を除いて、原告側の請求は退けられている。

(注2) 第1審判決の解説として、田北現成・法学セミナー585号134頁、飯塚勝彦・法政時報77巻4号1頁、岡田俊・JCAジャーナル54巻3号50頁、54巻4号56頁、砂川浩彦・コピライト556号8月号46頁等がある。

(注3) 第1審判決は、原告と被告とは同様の判決決定をしている。しかし、平成18年1月26日の改定、同月29日から同月30日の本件番組の放送直前までの出来事、Y1幹部の内閣官房副長官らとの連絡の経過等については、Y1が沈黙していたこともあって、ほとんど主張立証がなされず、従って判決でも認定されなかった。これについては、原告側からの平成17年1月12日付けの朝日新聞朝刊が、内閣官房副長官らが平成18年1月29日に「J」を呼んで、本件番組について「偏った内容だ」と指摘し、Y1が内容を覆えて放送したと報じ、平成17年1月13日に、政治的圧力で番組内容が改編されたことBが内部資料したこととがきっかけとなって、原告において主張立証がなされるに至ったものである。

(注4) 原判決の詳説等として、右崎正博・法学セミナー629号4頁、井上敏男・同121頁、実務常務・月刊法学雑誌321号6頁、升田純・Lords判例雑誌20号81頁、小山剛・愛媛新聞2007年4月号14頁、岡田俊・前掲(注2)、砂川浩彦・前掲(注2)、井上敏・月刊民法37巻4号24頁、山田誠木・同44頁、飯塚勝彦ほか・世界2007年4月号86頁(附説)等がある。

(注5) 本件訴訟では、Aも共同原告となっていたところ、Aは第1審係属中に死亡し、Aの請求に係る損害賠償請求権をXの他の共同代表者であるA'に譲渡する旨の遺言に基づき、A'が本件訴訟におけるAの地位を承継した。原告は、A'の請求を棄却した第1審判決を支持し、A'は原判決に対して不服を申し立てなかった。

原告がA'の請求を棄却すべきものとした理由は、①期許等の任命の主張に

本件のような情報の提供に際する自己決定は、取引上の行為が対象となつていないが、生命、身体、プライバシーに関するそれと比肩するようなものではないから、一般的には要保護性が強いとはいえない。そして、番組内容等に対する期許等の監督の問題と説明義務違反の問題とは、嵐順の因手⁽¹⁸⁾に對する説明義務の方がより報道機関側に負担を負わせる面があるように考えられる。

本判決は、このような点を勘案して、番組内容等に対する期許等が法的に保護される程度のものとなっているか、そうでなくとも、報道機関又は取材担当者等が取材対象者に対して一定の場合には取材対象者に説明をする旨の特約の合意ないし拘束があるといった特殊の事情があることを説明義務を認めるための前提とした上で、本件においてはそのような事情は認め難いとしたものと考えられる。

7 本判決の意義

本判決は、取材対象者の番組内容等に対する期許等が法的保護の対象になるかどうかという、直感的な先例のない問題について、原則としてこれを否定しつつ、極めて例外的な場合にはこれを認め、放送された内容が上記期許等と異なるものとなった場合に放送事業者が不法行為責任を負う余地があるとの法理判断を示した点で、意義を有するものである。

(注1) 従事訴訟とは、日中戦争や第二次世界大戦時において、慰安婦と呼ばれた施設で旧日本の軍人の性行為の相手になった婦女の総称のことである。いわゆる従軍慰安婦問題については、平成3年12月から日本政府が調査を進め、平成5年8月、慰安所は当時の軍当局の要請により設置されたものであり、慰安所の設置、管理及び慰安婦の移送については、旧日本軍が直接あるいは間接にこれに関与した、慰安婦の募集、移送、管理等も、甘言、強圧による等、従って本人たちの意思に反して行われたなどとする調査結果が発表され、政府が従軍慰安婦に対して心からの謝罪と反省の気持ちを示し上げる、とす

(18) 放送事業者から放送番組のための取材を受けた者には、この規定より放送法25条2項の適用が認められるとする。その趣旨は、法的保護の対象となる。

い」と判示する(最大裁判昭和44年11月25日判決第25巻11号1490頁=博多歌テレビフィルム製出命令事件最高裁判所決定)。

(注9) 故一小判平成16年11月25日民集58巻8号225頁参照
(注10) なお、放送法3条の2は、放送番組編成に当たって遵守すべき原則として、

「公正及び適宜な態度を要しないこと」(同条1項1号)、「政治的に公平であること」(同項2号)、「報道の事実をまげないこと」(同項3号)、「並

見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること」(同項4号)を定め、さらに、テレビジョン放送については、「専ら

番組又は教育番組並びに報道番組及び娯楽番組を製作、放送番組の相互の間の

調和を欠くようにならなければならない」(同条2項)と定めている。この規定

の性質及び憲法適合性をめぐっては議論のあるところであるが、法的効力のない

倫理的意味の規定と解する見解が通説とされる(岸部百彦=高橋和之編訂・憲法

第4版[第4版]177頁、野中朝彦ほか・憲法1[第4版]373頁)。なお、放送

行政担当者による差条解説では、放送法3条の2の規定について、「憲法にお

いて言論の自由が保障されており、その公共の福祉による規制は厳格に解される

べきだとされていることから、第一審的には本案への適合性の確保は第1条第

2号に定める自律によるべきである。すなわち、放送事業者の自律と責任にお

いて自主的に規制されるべきものである。」とする(金澤憲・放送法逐条解説

57頁)。

(注11) 最高裁判昭和61年6月11日(注6)

(注12) 最大判昭和59年12月12日民集33巻12号1303頁(札幌放送局検査事件最高裁

判決)

(注13) ⑨の「明白かつ現在の危険」の要件は、集会の自由に関する故三小判平成

7年3月7日民集49巻3号587頁が採用している。また、⑩のLRAの原則

については、明示的に言及する最高裁判例は見当たらないが、前掲最大判昭和

59年12月12日(注12)が、この原則を意識したものと思われる(最高裁判所判例

解説民事部昭和59年度495頁「新訂正人」)。

(注14) 最高裁判所判例解説民事部平成6年度128頁【滝澤孝臣】参照

(注15) 憲法の人権規定の私人間効力に関して、通説・判例(最大判昭和48年12

好しては、①本件番組が改編されたことについては、Xと同様、Aも法的保護

に値する期待等が侵害されたが、Xの代表としての立場を離れての個人として

A固有の損害は観念できない。②Aのインタビューを全面削除されたこと

によるAの個人的な期待等の侵害という点については、取材対象者は、番組

制作者に対し、インタビューを受けたからには何らかの形で報道すべきことを

請求することまでではない。③説明義務違反の主張に対しては、取材対象者

は番組制作者に対して取材されたからには必ず報道することを求める権利まで

有するものではないから、結果的に報道されないこととなった場合には、番組

制作者に対して説明を求め法的権利もない(取材対象者は、既に番組から模

倣した形となった上で、あらかじめ説明を受けたとしても、行動すべき手

段を有しないし、その必要もない)、というものである。

(注6) 最大判昭和61年6月11日民集40巻4号872頁(北方ジャーナル事件最高

裁判所)

(注7) 「二重の基準論」については、最大判昭和47年11月22日刑集25巻9号586

頁(小笠原瑞彦可罰最高裁判決)は、「個人の憲法保障の自由に関する限り、

個人の精神的自由等に関する場合と異なって、右社会政策の実施の一手段とし

て、これに一定の合理的規制を課することは、もともと、憲法が予定し、

かつ、許容するところと解するのが相当」とし、最大判昭和50年4月30日民集

29巻4号572頁(米川正徳最高裁判決)は、「職業の自由は、それ以外の憲法

の保障する自由、殊にいわゆる精神的自由と比較して、公権力による規制の要

請が「より多く」と判示して、裏からではあるが、これを採用しているというこ

とができる。

(注8) 伊藤正巳・花法[第3版]309頁は、「事実を伝達することが報道の根本

的意味であるが、そこには受け手の側の意思形成に素材を提供することだけで

なく、報道すべき事実の認識や選択に送り手の側の意思が働いていることも認

められるから、報道の自由は言論の自由の内容をなしていることに疑問はな

い」とする。判例も、「報道機関の報道は、民主主義社会において、国民が領

取に關与するにつき、重要な判断の資料を提供し、国民の「知る権利」に奉仕

するものである。したがって、思想の表明の自由と異なり、事実の報道の自

由は、表現の自由を規定した憲法21条の保障のもとにあることはいうまでもな

(18) 名義理事等から成る審議のための資料を受け取った後には、これら資料のうち自己の職務に必要と認められるものは、その用途に限定してのみ利用し得るが、他の資料は、原則として返却しなければならない。

自由との衝突の問題と主張している。しかし、自己決定権を正しく行使し、権利を行使するに当たっては、生命、身体やプライバシー等の重要な人格的利益に侵害する自己決定についてはともかく、単なる情報の提供とか財産上の取引に関する意思決定を含めた意思決定全般を憲法13条の問題と捉える考え方は、学説上も然っていない(憲法裁判所判例解説民事部平成13年度(下) 735頁 [中村恒幸氏])。

(注26) 大塚誠・後掲(注56)、右崎正博・後掲(注56)

(注27) 取材によって得た素材を別の番組において使用(二次使用)することも考えられる。

(注28) ただし、報道機関がそのような要約(抜粋)を自らとしても、直接強制や間接強制によって履行を強制することが許されるか、債務不履行による損害賠償責任を負うかどうかという問題はある。

(注29) 最二小判昭和27年2月22日民集6巻2号253頁は、「憲法で保護された、いわゆる基本的権利も絶対のものではなく、自己の自由意思に基づく特別な公法関係採上または私法関係上の要約によっては、そのような合意が公平原則に反して無効とされる場合なども考えられよう。

(注30) もっとも、本件のように、報道機関に数種の主体が関与している場合もあるから、そのような場合には、誰との間でどのような保護法益が成立しているか、誰が責任を負うかという問題は別個の検討が必要である。

(注31) 穴戸常秀・前掲(注4)も同旨。当後掲後掲・後掲(注56)も同趣旨をいうものと思われる。

(注32) 名義理事やプライバシー侵害の場合は、報道機関はそのような表現行為をしないという不作為が強制されるにとどまるとは、番組内容等に因する期待等を保護法益として認めると、そのような期待等に依り表現行為をなすに妨げられないという積極的作為が報道機関に義務付けられることになる(穴戸常秀・前掲(注4)、小山剛・前掲(注4)参照)。

原資料は、Aのインタビューが放送されたことについて、「取材対象者は、番組製作者に対し、インタビューを受けなければならぬ」として、番組が全く報道されな

直接に適用されるものではないが、民法30条の公序良俗規定のような私法の一般事項を媒介として、間接的に適用されるという、いわゆる間接適用説の立場に立っている。

(注16) 前掲大次郎昭和44年11月26日(注8)

(注17) 宮原俊彦・憲法Ⅲ [新編] 363頁

(注18) 公的機関が取材を拒否することができるとは、別途の検討が必要と思われる。

(注19) 最高裁の判例として、最三小判昭和56年1月27日民集35巻1号35頁、最三小判昭和58年4月19日民集38巻611頁、最三小判昭和59年9月18日民集41巻1号311頁、最一小判平成2年7月5日民集16巻9号187頁、最二小判平成18年9月4日民集21巻9号69頁、最三小判平成19年2月27日民集22巻349頁などがある。

(注20) 不法行為責任と解する見解、一時的債務不履行責任と解する見解、債権に基づく責任と解する見解などが唱えられている。

(注21) 前掲最三小判昭和56年1月27日H、前掲最三小判昭和58年4月19日、前掲最一小判平成2年7月5日H、前掲最二小判平成18年9月4日(注19)

(注22) 前掲最三小判昭和56年1月27日(注19)は、地方公共団体が特定の工場の誘致を決定した後新たに就任した村長において工場誘致に対する協力を拒否する方針を採り、これによって工場を誘致しようとした者に損害を生じたことが不法行為に当たるとされた事例である。また、前掲最二小判平成18年9月4日(注19)は、下落業者が施工業者との間で下請契約を締結する前に下請の仕事の準備作業を開始した場合において地主が下落業者の支出費用を補てんするなどの代償的出費を要することなく施工計画を中止することが下落業者の信用を不当に損なうものとして不法行為に当たるとされた事例である。

(注23) 最二小判平成12年9月28日民集54巻7号2574頁は、生命を維持する可能性を、最三小判平成15年11月11日民集57巻10号1466頁は、重大な健康益が損な

なかった可能性を、それぞれ憲法上保護されるべき利益と認め、(注24) しかも、突如健康上の過失発生を認める事案は、一般に、期待等に基いてされた財産的出費を損びと認めるものであって、期待等それ自体を保護法益とするものとは直ちに併し難いように思われる。

(注25) Xは、本件は、憲法13条に由来する原告の自己決定権と被告らの表現の

(18) 放送番組表から放送番組のための取材を寄付した者に対し、取材費が支払われなかった場合は、寄付した者から取材費を請求し、拒絶したときは、法的効果の発生を認めない。

なお、「ドキュメンタリー」とは、「虚構を用いず記録に基づいて作られたもの。記録文学・記録映画の類。実録。」と定義されているが（広辞苑【第5版】1965頁）、現在、テレビの世界で、「ドキュメンタリー」として通常考えられているものは、テレビ番組全体の中から、ジャンル化された番組、ドラマ番組、バラエティ番組、クイズ番組、音楽番組、ニュース、ワイドショー、トーク番組を採り上げてきたものとされ、新聞、雑誌等でも多量に解説されていると見られている（山根義明・テレビ制作入門196頁）。

(注39) 政題も「年次番組編成案」となっているほか、「放送希望」「対談候補者」「取材予定地」「完成予定」というようになり定であることを示す記載がある。また、X欄においても、本件提案書の写しを公にしないように取り扱っていることは、原簿が認定するところである。

(注40) Y₁において本件番組の企画を採用した「数楽番組定時提案」では、本件女性法廷の開催趣意及び結果を伝えるというような表現にはなっていない。（注41）X欄から番組の趣旨、内容についての条件や希望が添されたことも記録上明らかでない。

(注42) 記録によれば、Y₁は、①本件女性法廷の会場において、3台のカメラのうち2台が移動カメラ）を使用し、同会場における10本のテレビ用のラインのうち1本を使用し、「OFFICIAL CAMERA」と記載されたゼッケンを着用した。②本件女性法廷で演説した元「慰安婦」のうちの2名のインタビューを録音で行った。③本件女性法廷の写真や資料を借用したようである。しかし、本件女性法廷の撮影自体は、他のメディアにも開放されており、他のメディアは、ニュース番組中での報道を予定していたのに対し、本件番組はそうではなかったから、上記のような取扱いをもって特別の便宜というほどのものではないと思われる。

(注43) 本件女性法廷が実際にどのように行われるのか、その取材を控えてみなければ、これを番組においてどのように取り扱うかは確定できるものではない。特に、本件女性法廷は、従軍慰安婦や天皇の取付式といった、政治色、イデオロギー色が強い問題を取り扱っているもので、その評価をめぐっては当然賛否両論があるところであるから、なおさらそのようにいうことができるように思われる。

な定めがあることをもって、直ちに番組内容等に対する期待等を法外上保護すべき利益として認められることは解し難い。

他方で、同ガイドラインには、「取材過程で、取材方法や表現方法に関して、取材相手と交わった約束は、たとえ口頭でも、契約として成立しており、順守する義務がある。約束した場合には、担当部長……に報告し、とりわけ取次女約束をする場合は、事前に報告しなければならぬ。」、「インタビューを『必ず放送する』と約束してはならない。」「インタビュー相手は、出演のための条件を出すことがある。……相手の条件を受け入れないと、インタビュー相手から、をしたり、勝手に不意な約束をしてはならない。」「インタビュー相手から、『この部分を使ってほしい』と求められても、取材者は約束すべきではない。編集が圧力によって左右されたという誤解を視聴者に与えるからである。」といった記載もみられるところであって、取材担当者が軽々に取材対象者との間で約束をすることのないよう注意を促している。

(注36) なお、取材の手段・方法が、刑罰法令に轉れる行為を伴う場合や、取材対象者の個人としての人格の尊厳を著しくくじり損なう等法外利益全体の精神に照らし社会通念上是認することのできない態様である場合にも、正当な取材活動の権利を逸脱し違法性を帯びる（第一小判昭和63年5月31日刑集32巻9号457頁＝外務省秘密保護法事件最高裁判決）。これは、取材対象者の期待等が保護法益足り得るかという以向の問題である。

(注37) 首長選挙特・後部（注56）、淡路耐久・後部（注56）
(注38) 阿部俊・前掲JCAジャーナル54巻4号（注2）は、「番組」と「番組」とは基本的に異なるものであって、「番組」は、「企画立案」による「台本」に即した「演出、ロケ・編集」を経て完成されるという点では、番組対象者との向らかの合意が不可欠であり、内容が当初の企画を離れ「随動的で変化する」という点では異なる。しかし、「番組対象者との向らかの合意」といえるような随動的な内容の合意があったかどうかの問題であって、演出とマスメディアとの間には向らかの契約関係があるのが通常であるドラマのよりな場合と比較しても、本件番組については、取材対象者は取材合意なく随動的に授けらる立場ではなく、取材以前に具体的、確定的な「台本」なども存在せず、内容が「随動的で変化する」という点では明らかである。

(18) 放送事業者が放送番組のための取材を委託した者において、取材対象者の同意なく、当該取材内容が放送事業者が制作した番組の一部として放送されることとなる場合、当該取材内容が、当該放送事業者の専断で制作されたものであると認められるときは、当該放送事業者が、当該取材内容の制作を委託した者に対して、当該取材内容の制作を委託した者に対する権利を行使するものと認められる。

た歴史的過程を辿るというテーマの中で、女性法廷をその一つに取り上げる」ことが、「番組企画」において別物とまでいえるか疑問であるし、「番組企画」をもって期待等の絶対的な指標と考えることにも疑問がある。確かに、本作が女性法廷の歴史性を重視する方向で番組の制作、編集が進んできたことは事実である。しかし、「放送番組制作の歴史」には、「この国際法廷を放送事業者が制作した番組の中で放送し、批評性暴力を尽くすことの難しさを明らかにするとともに、日本とアジア諸国の放送者が、どのよりなプロセスで和解を目指すべきなのかを考える」と記載されており、これと実際に放送された本件番組とが「番組企画」において異なるとは考えにくい。上記意見書では、「本件のように、女性法廷の活動はXらの思想・信念に基づく活動であり、Xらが自分たちの思想・信念に合致する趣旨のテレビ番組にだけ協力するという姿勢は何らおかしくない」と述べている。むしろ、こうした番組の趣旨への固執は保護されてよい。それ故、報道の自由・編集の自由を理由に、Xらの意図にそぐわない番組に改編することは許されないものと言わなければならない。ともいって、「自分たちの意図・信念に合致する趣旨」が「Xらの意図」が具体的にどのようなものかをYらが認識、確認することは困難であり、これが「番組企画」とどのような関係にあるのかも明らかではない。結局、前記のとおり、Xらの期待等が何であるのか具体的に確認できるものではなく、このようないまいまいな内容の期待等をもって制作権限を制約することは、相当ではないと思われる。

また、上記意見書は、東京地判平成6年11月11日洋装判第15088頁を援用している。この判例は、テレビ番組において放送されたインタビューが、編集によって取材対象者（不動産業者）の証言状態が事実と反して歪化している印象を与えるものとなったが、当該取材対象者が自己の名誉及び信用を毀損するような放送を行うことについてまで了承していたものと解することはできないとして、テレビ局の損害賠償責任を認めないというものであって、信用毀損の成否が問題となっているものにはすぎず、本件のような場合は本案を異にして、Yらの方で、G物産社は、本件番組における自己の名誉が、Yらの改竄により、Yらの方で不正に伝わり、在野権及び著作人名誉権が侵害された旨を主張して、放送と人権守衛に閉する委員会（BRC）に権利侵害救済を申し立てた。BRCは、平成15年3月31日、Yらのした編集は、同案裁判の本件番組における

(注4) なお、Xが原告で提出した民法学者の意見書は、「Xは、旧日本軍による従軍慰問券などの性暴力を尽くす女性国際戦犯法廷に関するY1のドキュメンタリー番組が制作されたという企画からこそ、概率的に取材に協力する決定をしたのに、Y1によって、Xの協力の決定の前提となっていたのと異なる番組が結局制作された。……Xには、取材に協力するか否か、途中の段階で取材協力を撤回するか否かについて自由な自己決定権があるものであり、それがY1によって侵害されたというべきである。」「三者（注：Yらのこと）の間には、番組制作という共通の目的を遂行する共同行為があると認めてもよい。その共同目的の元でなされた共同行為の過程で、……三者に過失があり、その過失によってXの権利ないし利益に侵害された法的利益を侵害したのであるから、三者は共同不法行為によって過失責任を負うと認めてよい。」と結論付け、原告の判断もこの意見書の見解に基本的に依拠しているようである。上記意見書は、「Xが取材協力の要請に前記とした番組企画（これをXの抱いた信託ないし期待ということができる）と実際に放映された番組が大きく変更された。」「Xは、Yらの取材行為およびその際の意向から、旧日本軍による従軍慰問券などの性暴力を尽くす女性国際戦犯法廷に関するドキュメンタリー番組が制作された」と述べている。また、Yらの主張によれば、Xが取材協力の要請をしたのは、女性に対する性暴力を人道に對する罪として放映づけられるようになり信託ないし期待を抱かされた点に問題ではない……旧日本軍による従軍慰問券などの性暴力を尽くす女性国際戦犯法廷に関するドキュメンタリー番組が制作されたというXの期待は、むしろXが取材協力の前提条件として考えた正当な期待であり、Yら側の過失ないし法益侵害は、Yら側がXのこの信託ないし期待に背く方向で番組を改編し、放映した点にこそある。」「など指摘するが、そのような「前提条件」はYら側によって形成されたもので、X側によって表示されたものでもない。また、そこをいう「番組企画」なるものも原告としたものであって、「旧日本軍による従軍慰問券などの性暴力を尽くす女性国際戦犯法廷に関するドキュメンタリー番組」と、「女性に対する性暴力を人道に對する罪として放映づけられるようになっ

(18) 放送事業者から放送番組のための取材を受けた者に對し、その取材の目的及びその結果を明らかにし、その結果を公表すること、また、その結果を公表すること、また、その結果を公表すること、

する趣意があると指摘する。

(注49) 矢野常秀・前掲(注4)は、裁判所の審査は少なくとも番組の編集方針からのいかんにかかわらず限定されるべきであると指摘する。

(注50) 秋三小判平成12年2月29日民衆54巻2号852頁、第一小判平成16年11月18日民衆58巻8号2225頁、第一小判平成18年6月18日民衆220号403頁等

(注51) 秋三小判平成15年12月9日民衆57巻11号1887頁は、「地産地消に加入するかどうかの意思決定は、生命、身体等の人格的利益に因するものではなく、財産的利益に因するものであることにかんがみ、この意思決定に因し、既に保護会社側からの情報の提供や説明に何らかの不十分、不適切な点があったとしても、情報の提供が存しない限り、これをもって取組解除請求権の発生を肯定し得る違法行為と評価することはできない」と判示している。これに対し、前掲第一小判平成16年11月18日(注50)は、分譲住宅の建設契約の委託人が同契約を締結するかどうかの意思決定をするに当たり、価格の適否を判断する上で重要な要素につき建設者に對し説明をしなければならぬことが、建設契約の原則に著しく違反するとし、上記特段の事情を認め、取組解除請求権の発生を肯定した事例である。

(注52) 対象となっている情報がプライバシーに関わるものである場合には、プライバシーに因する自己決定権の問題となるから、ここで問題ではない。本件では、プライバシーに関わる事項が問題となっていない。なお、

(注53) 参照。

(注54) 矢野常秀・前掲(注4)は、「もし、『約束』によって放送事業者の説明義務が法的に生じるとすれば、今後は取材対象者が同様の約束を求めることが予想される。」「放送番組の制作・編集に際して番組内容は変化していくのが常であるから、説明義務を法的に履行すべき場面が消滅するとともに、とりわけ放送番組が切迫した場合には、放送事業者は取材対象者の放送中止の求めを認めることにならう。そうだとすれば、放送事業者としては当初から取材対象者を慎重に選別せざるを得ず、結局は採み込んだ番組の制作・放送について、強い萎縮効果が働くのではないだろうか。」「期待権侵害よりも説明義務の方が表現の自由に対する萎縮効果が強いため、それを限定する論理が一層必要である」とする。これに対し、高田淳・後掲(注56)は、放送事業者の自由と

基本権利が萎縮されかねないものであり、同法特段の人格権に対する侵害を欠き、放送論理に違反する(多数意見。少意見は人格権侵害に当たるとする。)などとする決定を出している。

(注46) 矢野常秀・前掲(注4)は、「(原則論は)Y1の編集行為が番組編集の権限を逸脱・濫用したことを強調するが、それはY1に對する期待権の保護を論理的に先取りして、いわば「無」から「有」を産む形の議論になっている」と指摘する。大塚直・後掲(注56)も同旨。

(注46) 問題点をいうと思われるものとして、矢野常秀・前掲(注4)、大塚直・後掲(注56)、曾我部亮・後掲(注56)、高木秀典・後掲(注56)。また、注51にも、否加的な内容面においては、平成13年1月26日以降の放送は、それまでの改編の延長線上のものであって、質的に格別差異があるものではなく、その前後で本件番組の編集方針に変更が生じたとの原案の判断には無理があるように思われる。これに対し、田島泰彦・後掲(注56)は、本件のような正当ではない編集行為がなされ、編集の自由が乱悪に侵奪されたというような例外的な局面では、一定の条件下で番組関係者などによる種の法的保護が付与されても、市民のメディアに對するアクセスの一環として、むしろ編集の自由が侵されたことにはならないのではないかという。

(注47) 放送論理・番組向上委員の放送論理検証委員会は、平成21年4月28日、

① Y1の番組管理職らの注視による度重なる取組遅延を経て放送された本件番組は、同シリーズの他の3本の番組と比較して不自然で散漫な印象を与えるもので、総務管理職らが番組の質よりも安全を優先したことがその原因にあること、当該総務管理職らから政治家と面談し、放送前の個別の番組について説明したこと、これら前掲する上記取組遅延に深く関与したことは、公共放送にとって最も重要な自主・自律を危うくし、視聴者に重大な被害を及ぼした、などとする意見を公表している。

(注48) 長谷部亮明・世界2005年7月号71頁は、「現場の編集権」なるものは、憲法や放送法が保障するものではなく、つくられた番組を制作する上で、現場の自律性を尊重すべきだという経営判断はもちろんであるが、それはあくまで当該放送事業者の経営判断に委ねべきことであるとし、井上宏・前掲(注4)は、取材対象者の「期待権」を認定して番組制作が行われると制作現場が萎縮

して番組内容を改訂することは広範囲で違法としても、その旨を取材対象者に説明する意味は、より甚やかな著者で認める余地があるとする。

(注54) 裁判例は、報道機関から取材対象者に対して説明がなされれば、取材対象者は、①番組制作者に対して番組から離脱することや当該方を申し入れること、②他の報道機関等に真相を説明し、対抗的な報道を求むることができるというものである。しかし、①については、「番組からの離脱」が、当該番組を放送しないことであるいは当該取材対象者の取材によって得た情報を当該番組で用いないことを意味するのではあるし、②についても、放送前に他の報道機関に対抗的な報道を求むる機会を失う必要に乏しいから、いずれも報道機関に説明を義務付ける理由とはなりにくいと思われる。

(注55) 不法行為としての説明義務違反に基づく請求のうち裁判例が掲げた部分と選択的併合の關係にある債務不履行としての説明義務違反に基づく請求の当否については、原審は判断を示していない。しかしながら、債務不履行としての説明義務違反の主要は、その請求は不法行為としての説明義務違反と同旨をいうものであって、判例家において実質的に整理が尽くされているということができるから、原審に差し添すことなく上告審が自ら判断したとしても、著者の利益を実質的に侵すことにはならないと考えられ、このような場合では、例外的に上告審が自判することが許されるところである。そのような先例として、最一小判昭和49年9月2日衆民112号517頁、最三小判平成元年9月19日衆民157号581頁がある。

(注56) 本判決の原案として、大塚蔵・平成20年度重要判例精選91頁、右衛正博・判例評論605号(判時2009号)165頁、半田吉信・私法判例リマックス39号42頁、菅牧部貞博・民権法雑誌141巻6号581頁、田島清彦・法政セミナー646号6頁、高田淳・同646号118頁、鈴木秀良・月刊法学雑誌38巻132頁、中島雅・判例セント、2008(月刊法学雑誌342号別冊付録)23頁、岡野俊・JCAジャーナル45巻9号56頁、砂川隆慶・コピライト572号41頁、村田尚紀・関西大学法学論集58巻6号103頁、渡辺剛久・法廷時報61巻7号2453頁、加藤正男・ジュリスト1372号170頁等がある。

(加藤 正男)

《全文》

【文献番号】25400722

受信料支払義務不存在確認請求事件
東京地方裁判所平成二年（ワ）第二二六六号
平成2年12月21日民事第二五部判決

判 決

原告 A
被告 日本放送協会
右代表者会長 B
右訴訟代理人弁護士 杉本幸孝
同 柳川從道
同 宮川勝之
同 室町正実
同 米倉偉之
同 高木裕康

主 文

- 一 原告の請求を棄却する。
- 二 訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

第一 原告の請求

被告は原告に対し、原告が被告の行なう放送の受信についての契約に基づく受信料支払義務のないことを確認する。

第二 事案の概要

一（争いのない事実）

- 1 被告は、放送法七条に定める国内放送の全国普及、放送及びその受信の進歩・発展及び国際放送を行う目的で、他の一般放送事業者と異なり放送法によって設立された公共放送機関である（放送法八条）。
- 2 原告は、その肩書地に被告の放送を受信することのできる受信設備（以下、受信機という。）を設置し、被告との間に被告の行なう放送の受信についての契約（以下、放送受信契約という。）を締結している者であり、現在も受信機を廃止していない。
- 3 放送受信契約並びに受信料に関し、放送法三二条は「被告の放送を受信することのできる受信機を設置した者は、被告と放送受信契約をしなければならない。」（一項）「被告は、あらかじめ郵政大臣の認可を受けた基準によるのでなければ、放送受信契約を締結した者から徴収する受信料を免除してはならない。」（二項）「被告は、放送受信契約の条項については、あらかじめ郵政大臣の認可を受けなければならない。」（三項）旨規定し、これに基づき、郵政大臣の認可を受けて、日本放送協会放送受信規約（昭和四三年四月一日日本放送協会公告、以下、受信規約という。）、日本放送協会放送受信料免除基準（昭和四三年四月一日日本放送協会公告、以下、免除基準という。）が定められ、施行されている。受信規約は、受信機を設置した者の放送受信契約の締結及び放送受信契約者の受信料の支払いを義務付けるとともに（一条、四条、五条）、放送受信契約を解約するためには放送受信契約者が受信機を廃止し、その旨を放送局に届け出なければならないとし（九条）、放送受信料支払義務の免除を受けるためには免除基準に該当する者がその旨申請しなければならない（一〇条）旨規定している。

二 争点に関する当事者の主張

1（原告の主張）

原告は、放送法三二条は、被告に公共放送機関としての政治的及び宗教的中立義務があることを前提にした規定であり、したがって被告が政治的又は宗教的中立義務に違反し、その程度が著しいときは、民法一条二、三項の趣旨又は自然法により放送法三二条の適用はないから放送受信契約締結義務はなく、また放送受信契約締結後は同様の理由で右契約を解除できるところ、原告は被告に対し、平成二年三月八日到達の本訴状により被告の右中立義務違反を理由として放送受信契約を解除する旨の意思表示をしたから、原告の受信料支払義務は存在しないと主張する。

そして、原告は、被告が右政治的及び宗教的中立義務に違反している具体的事実として

〔1〕被告の職員でありニュースキャスターであるCが、平成二年二月一八日投票の衆議院選挙に立候補した大蔵大臣橋本龍太郎のため応援演説をした（甲第一号証ないし第三号証）にもかかわらず、被告がCを解雇していないこと

〔2〕被告の解説委員であり理事待遇であるDが、日本共産党の機関紙「赤旗」同年五月二〇日付け紙面に、NHK教育テレビが放映した「現代ジャーナル・語りつぐ・野坂参三・体制に抗して生きた半生」を見て感動したという内容の投書をNHK解説委員の肩書入りで寄せた（甲第五号証）にもかかわらず、被告がDに対し厳重な処分をしていないこと

〔3〕被告の特別主幹であるEが、世界基督教統一神霊協会創始者文鮮明師の提唱により開催された世界言論人会議に出席し、英語のスピーチを行った（甲第五号証）にもかかわらず、被告がEに対し厳重な処分をしていないこと

を挙げ、これらにより、被告は政治的及び宗教的中立義務を破ったものというべきであるから、もはや放送法三二条の適用はなく、原告には受信料支払義務はないと主張する。

2（被告の主張）

被告は、次のとおり主張する。

原告は、肩書地に受信機を設置しているから放送法三二条により放送受信契約の締結と受信料の支払いを義務づけられており、しかも受信機を廃止したうえでその旨を被告へ届け出ていないのであるから受信契約を終了させることはできない。

第三 争点に対する判断

前記争いのない事実によれば、放送法三二条及びこれに基づく受信規約上、原告が被告に対し受信料支払義務を負っていることは明らかといわなければならない。

ところで、原告は、放送法三二条は被告に公共放送機関として政治的及び宗教的中立義務があることを前提にした規定であり、被告が右義務に違反し、その程度が著しいときは、民法一条二、三項の趣旨又は自然法により同条の適用がない旨主張する。

確かに、放送法は、放送事業者が国内放送の放送番組の編集に当たり、政治的に公平であることを要求する（同法三条の二、一項二号）とともに、被告の組織及び業務の運営等の面において、被告の政治的、宗教的公平さが制度上担保されるような諸規定を置いている（例えば、被告の経営方針その他その業務の運営に関する重要事項を決定する機関である経営委員会の委員についての同法一六条）。

しかし、右の放送法三二条の二所定の放送番組編集に関する規定は放送事業者に対する倫理的義務を課したものと解される。そして右規定と同法三二条所定の放送受信契約に関する規定とを直接関係させて、放送受信契約の効力等について定めた規定は存在しない。そうすると、被告が放送事業者として放送番組の編集に当たり、政治的、宗教的に公平であるべき倫理的義務を負うことと、同法三二条の規定に基づく受信機を設置した者の受信料支払義務の存在との間には何ら直接的な関わりはないといわなければならない。被告の右倫理的義務遵守が受信機を設置した者に対する同法三二条適用の前提条件であると解すべき特段の根拠はない。この点についての原告の主張は独自の見解であって、採用できない。

そうすると、被告が政治的、宗教的中立義務に違反したとして原告の主張する事実は、それ自体、放送法三二条の適用を排除し、放送受信契約を解除できる事由にはあたらないというべきであるから、右事実の存否について判断するまでもなく、原告の主張は失当である。

第四 結論

以上によれば、原告の請求は理由がない。

よって、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第二五部

裁判長裁判官 坂本慶一 裁判官 三木勇次 裁判官 大澤晃